

高等学校等への修学の際に利用できる資金等の概要一覧

平成27年3月23日現在

名称	高等学校等就学支援金	高等学校等奨学のための給付金	島根県育英会高等学校等奨学資金	生活福祉資金(教育支援資金)	母子父子寡婦福祉資金(修学資金・就学支度資金)	島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金	県立高等学校専攻科の授業料減免													
応募資格	平成26年度以降に入学した者	平成26年度以降に入学した者(親権者が島根県内に住所を有する場合に限る)	島根県出身の生徒等であって、学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学することが困難な者	所得申込要件にあてはまる低所得世帯で、他から資金の借入が困難な世帯(他の奨学金等の貸与が受けられない場合)	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	島根県内の高等学校の定時制課程等に在学する勤労青年。ただし通信課程に在学する生徒については島根県内に住所を有する者	向学心に富みながら経済的理由により学資の支払いが困難な者													
対象学校	高校	●	●	●	●	●	県立高等学校の専攻科													
	高専	●	●	●	●	●														
	短大				●															
	大学				●															
	専修学校 高等課程 専門課程	●	●	●	●	●														
対象学校別金額／月額		授業料額の範囲内で就学支援金が支給される。	(国公立) ①生活保護受給世帯 年額32,300円(通信制は支給対象外) ②第一子の高校生等がいる世帯 年額37,400円(通信制は27,800円) ③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯 年額129,700円(通信制は36,500円)	(国公立) (私立)	下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費	下記の限度額以内で、就学するのに必要な経費	14,000円	授業料を免除 9,900円												
	高校	就学支援金は学校設置者が受け取り授業料に充てるので、生徒や家庭が直接現金を受け取ることはない。	(私立) ①生活保護受給世帯 年額 52,600円(通信制は支給対象外) ②第一子の高校生等がいる世帯 年額 38,000円(通信制は28,900円) ③23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯 年額138,000円(通信制は38,100円)	〈自宅〉 〈自宅外〉					〈自宅〉 〈自宅外〉											
	高専	私立高校や国立高等専門学校等ではそれぞれ授業料の額が定められているので、就学支援金との差額等、詳細については各学校に問い合わせること。	私立高校や国立高等専門学校等に関して、詳細は各学校に問い合わせること。	18,000					23,000	33,000	38,000	35,000円以内	18,000 (27,000)	23,000 (34,500)	30,000 (45,000)	35,000 (52,500)				
	短大											60,000円以内	21,000 (31,500)	22,500 (33,750)	32,000 (48,000)	35,000 (52,500)				
	大学											60,000円以内	45,000 (67,500)	51,000 (76,500)	53,000 (79,500)	60,000 (90,000)				
	専修学校 高等課程 専門課程											35,000円以内	18,000 (27,000)	23,000 (34,500)	30,000 (45,000)	35,000 (52,500)				
												60,000円以内	45,000 (67,500)	51,000 (76,500)	53,000 (79,500)	60,000 (90,000)				
支度金	なし	なし	私立学校に入学するとき 23,100円	50万円以内	次に掲げるもののほか、小中学校就学時にもあります。	なし	なし													
申込要件	所得	親権者の市町村民税所得割額の合計が 304,200円未満	親権者全員が市町村民税所得割非課税	なし (但し、一定額を超える者は選考対象外となる場合がある)	世帯全員の収入が生活保護基準額(生活扶助費第1類+第2類)の1.7倍以下	<table border="1"> <tr> <th>子供の人数</th> <th>給与所得者(事業所得者)</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>7,900,000 (5,900,000)</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>8,900,000 (6,800,000)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>9,900,000 (7,700,000)</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>10,900,000 (8,600,000)</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>11,900,000 (9,600,000)</td> </tr> </table> ※申請者と生計を一にする扶養義務者の合算収入額(ただし、小中学校就学時の就学支度資金は、所得税非課税世帯等に限り。)	子供の人数	給与所得者(事業所得者)	1人	7,900,000 (5,900,000)	2人	8,900,000 (6,800,000)	3人	9,900,000 (7,700,000)	4人	10,900,000 (8,600,000)	5人	11,900,000 (9,600,000)	年間収入額が279万円以下	①生活保護被保護者 ②市町村民税世帯非課税等口 ③児扶手当受給者等 ④被災者 ⑤教育長が特に必要と認める者
	子供の人数	給与所得者(事業所得者)																		
1人	7,900,000 (5,900,000)																			
2人	8,900,000 (6,800,000)																			
3人	9,900,000 (7,700,000)																			
4人	10,900,000 (8,600,000)																			
5人	11,900,000 (9,600,000)																			
学力	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし													
連帯保証人等	連帯保証人	不要	不要	連帯保証人 1名 (父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者)	原則不要であるが、①②いずれかで申込みとなる ①進学する方が借入申込者で生計中心者が連帯借入申込者となる ②生計中心者が借入申込者で進学する方が連帯借入申込者となる	不要 (父母のない児童の場合必要)	連帯保証人 2名 (独立の生計を営む成年者)	不要												
	保証人	不要	不要	保証人 1名 原則、連帯保証人とは別に、保証人1名(当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の者で独立の生計を営む者)が必要です。	不要	不要	不要	不要												
返済期間	-	-	9~15年 (借入金額により異なる)	20年以内	20年以内	貸与取消しの事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内(ただし、卒業した場合は返済免除)	-													
他の資金と併用	各種奨学資金との併用可	各種奨学資金との併用可	日本学生支援機構奨学金、母子寡婦福祉資金、高等学校定時制課程等修学奨励資金、特別支援学校就学奨励費との併用禁止	併用可。ただし、日本学生支援機構奨学金、母子寡婦福祉資金、島根県育英会高等学校等奨学資金等、他制度の優先的利用が必要※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。	日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資金等との原則併用禁止	日本学生支援機構奨学金、島根県育英会高等学校等奨学資金との併用禁止	各種奨学資金との併用可													
採用方法	在学採用	在学採用	予約採用・予約緊急採用・在学採用・緊急採用	随時採用	予約採用・随時採用	在学採用	定期・緊急採用あり													
所管部署	名称	島根県教育委員会(学校企画課 管理運営グループ)	島根県教育委員会(学校企画課 管理運営グループ)	公益財団法人 島根県育英会	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会(生活支援部 福祉資金係)	島根県健康福祉部(青少年家庭課 母子福祉グループ)	島根県教育委員会(学校企画課 管理運営グループ)													
	所在地	松江市殿町1番地	松江市殿町1番地	松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター 3階	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階	松江市殿町111番地 センチュリービル4階	松江市殿町1番地													
	TEL番号	0852-22-6490	0852-22-6490	0852-28-1981	0852-32-5996	0852-22-6688・6689	0852-22-6490													
	FAX番号	0852-22-5762	0852-22-5762	0852-26-2089	0852-21-0798	0852-22-6045	0852-22-5762													
お問い合わせ先	・同上 ・各在学学校(高校)	・同上 ・各在学学校(高校)	・同上 ・各在学学校	・お住まいの地区の民生委員、市町村の社会福祉協議会 ・島根県社会福祉協議会	・市町村福祉事務所 ・島根県地域福祉課石見スタッフ ・島根県青少年家庭課	・同上 ・各在学学校(高校)	・同上 ・各在学学校(高校)													